

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

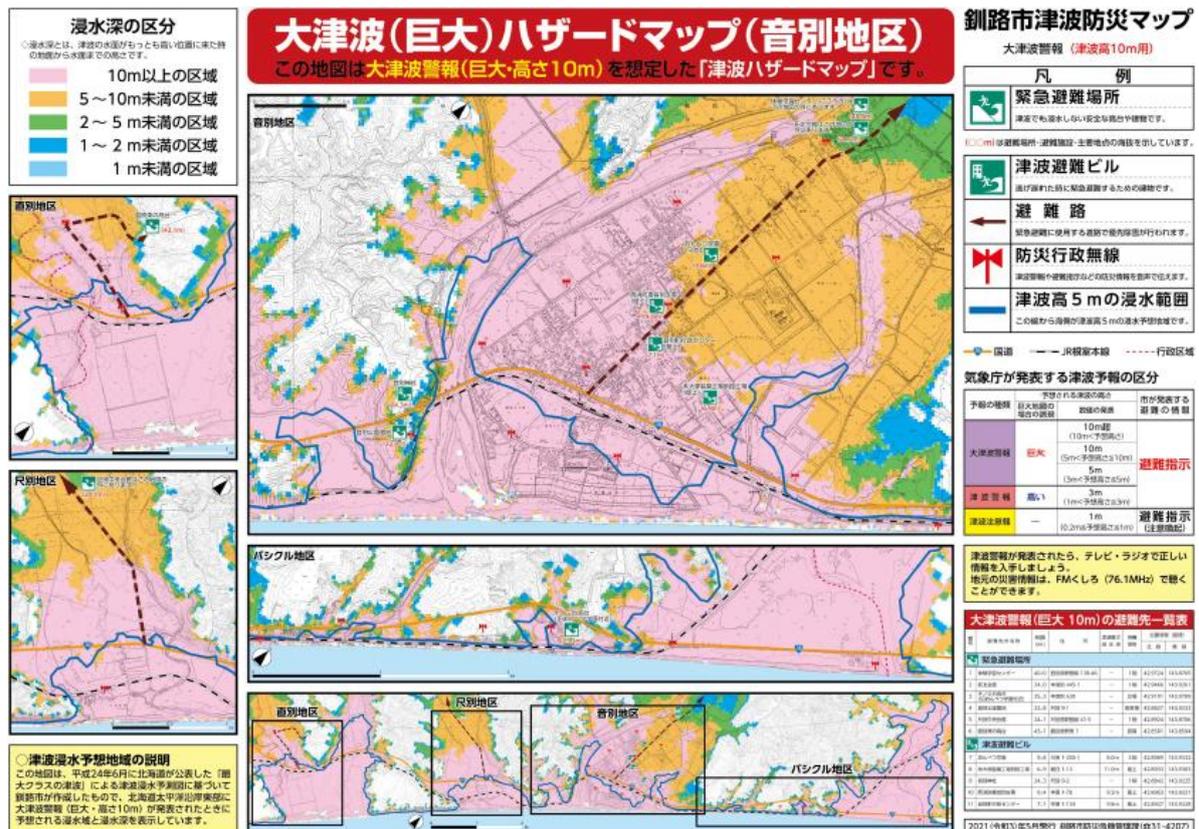
1 現状

(1) 地域の災害リスク

(津波：釧路市 大津波ハザードマップ)

数十年ごとに発生するとされる津波や平成 24 年に北海道が公表した最大クラスの津波により、想定される浸水範囲と避難路、緊急避難場所等の情報を示している。

数十年ごとに発生するとされる津波（高さ 3～5M）により、約 72 世帯に避難が必要とされ、最大クラスの津波（高さ 10M）の場合、音別地区ほぼ全域が浸水エリアとされている。



(出典：釧路市 大津波ハザードマップ)

大津波警報	避難対象地区	世帯	人口
高さ 5M	海光、風連、パシクル湖畔、尺別・直別の海岸部	72	106
高さ 10M	海光、本町、風連、朝日、あけぼの、中園、若草、川東 緑町、共栄、光和、チノミ台、パシクル湖畔 尺別地区、直別地区	883	1, 463

(出典：釧路市地域防災計画)

(地震：釧路市 地震防災マップ)

釧路市周辺では平成 5 年の釧路沖地震や平成 6 年の北海道東方沖地震をはじめ、過去には大きな地震が繰り返し発生している。都市ごとに推計される地震の再来年数によれば、釧路沖地震（震度 6）と同等規模の地震が発生する可能性は 35 年に 1 度と予測されている。

また、近年では胆振東部地震の影響でブラックアウトが発生し、当地域でも電力が復旧するまでの商品破棄や物流が途絶える、ガソリン不足により営業用車両が動かさない等、営業活動の制限等による被害が発生している



(出典：釧路市 地震防災マップ)

(感染症)

新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった感染症は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

《過去における主な災害記録》

発生年月日	種別	震央地名	被害状況等
R2. 5. 31	地震	十勝沖	公共文教施設、被害 1 件 津波なし
H25. 2. 2	地震	十勝地方 中部	負傷者 3 名 津波なし
H22. 2. 27	地震	チリ 中部沖	津波あり：花咲 100 cm、釧路 70 cm
H19. 1. 13	地震	千島列島 東方	津波あり：花咲 15 cm、釧路 13 cm

(出典：釧路市地域防災計画)

原因地震名と規模	発生日時	最大波と最高潮位
東日本大震災 (M9.0)	2011 年 3 月 11 日	最大波 2.10M、海拔 2.10M
北海道東方沖地震 (M8.1)	1994 年 10 月 4 日	最大波 0.97M、海拔 1.33M
チリ南部 (M9.5) ※遠地津波	1960 年 5 月 23 日	最大波 2.30M、海拔 1.55M

(出典：釧路市強靱化計画)

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 66人 (独自データ)
- ・ 小規模事業者数 50人 (独自データ)

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備 考
商工 業者	建 設 業	9	7	町内に広く分散
	製 造 業	8	4	〃
	卸 売 業	1	1	〃
	小 売 業	12	9	市街地に集中
	飲 食 業	13	13	〃
	サービス業・その他	23	16	町内に広く分散

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

項 目	年 月	備 考
釧路市地域防災計画	S39.5	令和3年8月改定
釧路市防災会議条例	H17.10	
釧路市新型インフルエンザ等対策本部条例	H25.3	
釧路市役所事業継続計画 【地震編】	H27.5	R3.7改定
釧路市強靱化計画	H30.3	
防災備蓄品	R4.4	備蓄食料 (カロリーメイト、アルファ米、飲料水等) 生活必需品、避難所資機材、衛生資材など
釧路市役所事業継続計画 【感染症編】	R4.10	

2) 当商工会の取組

項 目	年 月	備 考
研修会への参加	H29.4	若手後継者向け 災害への対応と備え
研修会への参加	H29.7	職員向け中小企業におけるBCP策定支援研修
損害保険への加入促進	H30.10	広報記事掲載
災害復旧貸付制度の周知	H31.4	広報記事掲載 (北海道・日本政策金融公庫資金)

2 課題

- ・ 緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・ 実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・ 支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・ 感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生用品の備蓄や職域等での感染拡大を防止するための明確なルールが設けられていない。

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

・成果目標

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定目標 (事業継続力強化計画)				
			R5	R6	R7	R8	R9
建 設 業	9	7	1		1		
製 造 業	8	4		1		1	
卸 売 業	1	1					1
小 売 業	12	9	1				1
飲 食 業	13	13			1		
サービス業・その他	23	16		1		1	
合 計	66	50	2	2	2	2	2

※上記目標については、概ね3期15年（2期目で20件、3期目で20件を想定）で、地域の小規模事業者すべてが事業継続力強化計画を策定するように設定した。

・実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の 必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識させるとともに、事前対策としての計画策定の重要性を認識させる	個別相談会 所報	随 時
計画策定の支援に 向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び 勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に 向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び 勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関との体制の構築	連携会議開催 防災訓練への 参加	年1回

4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画連携会議を年1回開催し、事業に対する評価及び状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当市の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

釧路市	音別町商工会
防災関連の情報提供	個別相談会等の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害等リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、商工会内部における職員会議及び勉強会の開催により、職員間の情報共有並びに連携を図る。

ア. 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関し、小規模事業者に対する個別相談会や行政の施策の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和6年3月までに事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・釧路市で実施する防災訓練等に参加し、連携を図ることで事前、事後に於ける対策を円滑に実施できる。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定件数					フォローアップ回数				
			R5	R6	R7	R8	R9	R5	R6	R7	R8	R9
建設業	9	7	1		1			1		1		
製造業	8	4		1		1			1		1	
卸売業	1	1					1					1
小売業	12	9	1				1	1				1
飲食業	13	13			1					1		
サービス業・その他	23	16		1		1			1		1	
合計	66	50	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

- ・事業継続力強化支援計画連携会議において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、当市地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	商工会防災訓練と合わせて年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	釧路市産業振興部商工労政課 音別町行政センター 地域振興課

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ当市産業振興部商工労政課と協議し、策定する。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール（ショートメール・Eメール等）
③SNS（LINE・メッセージ）
- ・安否確認後、近隣の被害状況、業務従事の可否について SNS 等を活用した情報の共有を行う。
- ・地域内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事や釧路市からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・釧路市災害対策本部の方針に従い、釧路市産業振興部商工労政課と連携をとり実施に向

けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。

- ・ 配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出勤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合 ・ 市内に震度 6 弱以上の地震が発生したとき ・ 予想されない重大な災害が発生したとき ・ 気象特別警報が発表されたとき 	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・ 局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき ・ 市内に震度 5 弱又は 5 強の地震が発生したとき 	経営指導員
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時 ・ 市内に震度 4 の地震が発生したとき 	経営指導員

- ・ 本計画により、当商工会と当市は、被害状況等を下記により共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

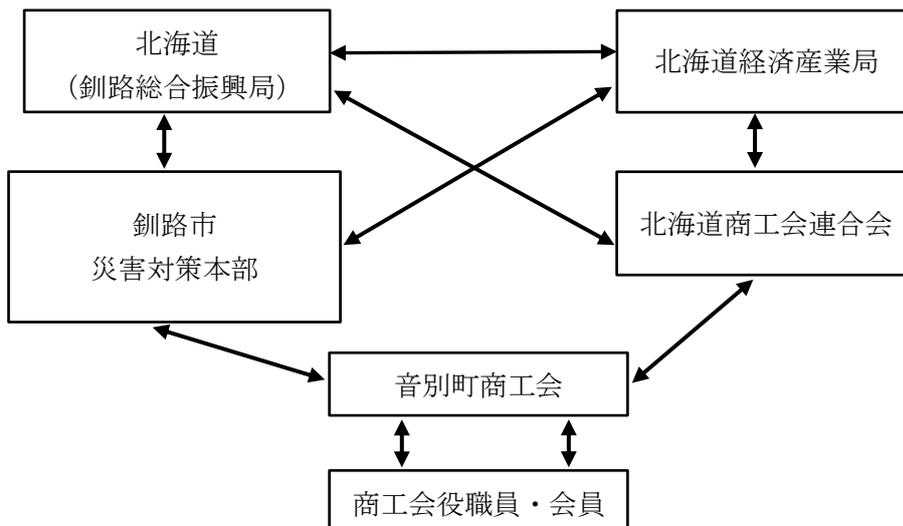
- ・ 当市で取りまとめた「釧路市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・ 自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・ 二次災害発生のおそれのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・ 当商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・ 被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・ 当商工会と当町が共有した情報について、北海道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、釧路総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
- ・ 被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				

・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地区内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ市と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について当市と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

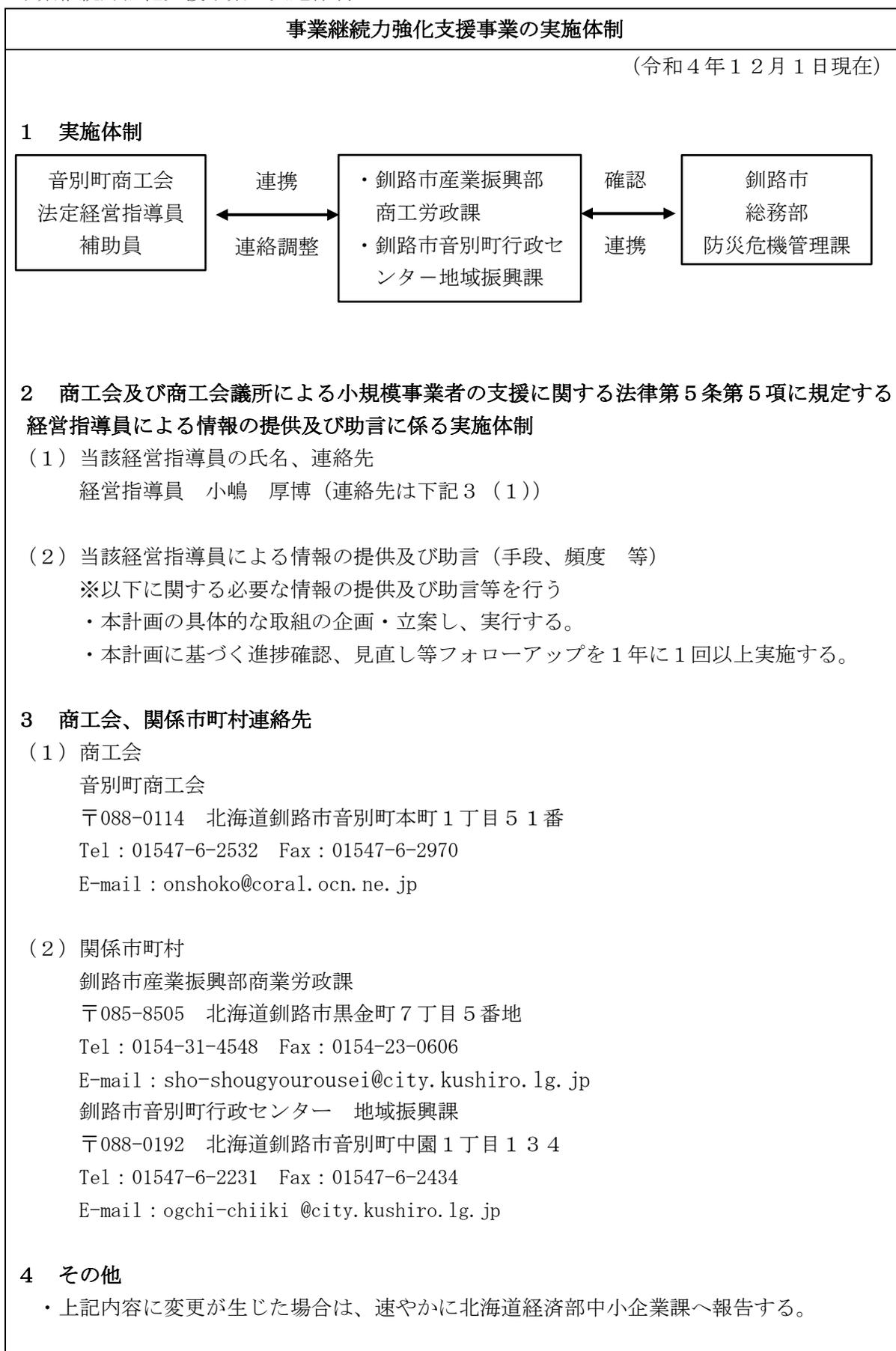
- ・釧路市の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、釧路市・音別町商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	15	15	15	15	15
・個別相談会	10	10	10	10	10
・パンフ、チラシ作成費	3	3	3	3	3
・防災、感染症対策費	2	2	2	2	2

2 調達方法

調達方法
会費収入、釧路市補助金、道補助金、事業収入等